

うつくしい星 7

79289

昭和44年10月27日
(毎月5日発行)
令和2年7月5日発行



マルナカ航空写真織物

(株)マルナカ(中里昌平前会頭)より飯能市の航空写真を織物で再現したものを新会館落成記念として寄贈いただきました。幅4メートル、高さ1.8メートルの大きさで、伝統の織物技術と最新のデジタル技術を駆使した素晴らしいものです。大会議室に展示してあります。お立ち寄りの際は是非ご覧ください。

また、ひな飾り展でもマルナカ製の「織物の雛掛け軸」を展示いたします。

飯能商工会議所会館 建設資金協力者御芳名板

新会館建設にあたり、多くの皆様にご負担いただき厚く御礼申し上げます。この度、協力者芳名板が出来上がりました。会館内に掲示し長きにわたり感謝の意を表したいと存じます。幅2メートル、高さ1.2メートルの大きさで、東棟2階、階段脇に掲示してあります。また、板の材料は地元西川材を使用しております。



飯能エールプロジェクト

飯能市民の皆様を中心に多くの支援を募り、支援者の方々に「エールチケット(30%上乘せ)」を発行することで、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた市内事業者に対して支援を届けるプロジェクトです。エールチケットは、クラウドファンディング(インターネット)と観光協会窓口販売(枚数限定)の2通りから購入可能です。詳しくは、プロジェクトHPを参照してください。



レジ袋有料化スタート

2020年7月1日より、全国一律でプラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の有料化がスタートします。

Q 提供するプラスチック製買物袋の価格や売上の用途は決められているのか？

A 価格や売上の用途は制度の趣旨・目的を踏まえて事業者自ら設定してください。(ただし、プラスチック製買物袋1枚当たりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは有料化には当たりません)

Q どのような事業者が対象なのか？

A プラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者です。法令の対象外の業種であっても自主的取組として有料化を実施することを推奨しています。

判断ポイント01/小売業を行うか

対象 主な業種が小売業ではない事業者(製造業やサービス業など)も、事業の一部として小売業を行っている場合も対象。

※小売業とは各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業

判断ポイント02/事業であるか

対象外 フリーマーケットなど 反復継続性などをもとに総合的に判断

詳しくは レジ袋有料化お問合せ窓口 0570-000930 まで。またはHPを参照してください。



飯(メシ)能(NO)NO、Life

「飯能市内飲食店応援キャンペーン」開催中

6月16日～8月20日まで

1回に1000円以上テイクアウト・デリバリー注文された方に応募券をお渡しします。

抽選で、参加店で使用できるお食事券をプレゼントします。

詳しくは、商工会議所HP・チラシをご参照ください。



小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等(※1)が、地域の商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3または3/4を補助します。補助上限額：50万円(※詳細は下表参照)

さらに、業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組(事業再開枠)を行う場合は、定額補助・上限50万円を上乗せいたします。これに加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる施設で事業を行う事業者(特例事業者※2)については、さらに上限を50万円上乗せが可能です。

※1 常時使用する従業員数が、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)は5人以下、その他の業種は20人以下であること。

※2 特例事業者は、屋内運動施設、バー、カラオケ、ライブハウス、接待を伴う飲食店等。(2020年6月15日時点)

1. 一般型

今回の公募にあたっては、飯能市特定創業支援事業を受けたもの、または2020年1月1日以降に創業したものの補助上限額引き上げ措置のほか、

(1) 質上げの計画を有し、従業員に表明している事業者
(2) 事業承継の円滑化に資する取組を重点支援する観点から、代表者が満60歳以上の事業者であって、かつ、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業者

(3) 生産性向上(経営力強化)の取組を行っている事業者
(4) 地域未来牽引企業または、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者
(5) 過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓に取り組む事業者

についても、重点的な支援を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する取組(事業再開枠)も支援対象となります。

【受付締切】 いずれも、提出は郵送で、締切日消印有効。

第3回受付締切：2020年10月2日(金)

第4回受付締切：2021年2月5日(金)

	一般型(2/3補助)		事業再開支援パッケージ(定額補助)	
	①一般型	②特定創業支援	③事業再開枠	④特例事業者※2
補助金額(上限)	50万円	+50万円	50万円	+50万円
備考	全申請者適用	適用条件あり	全申請者適用	適用条件あり

2. コロナ特別対応型

補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの類型に合致する投資であることが条件です。

A：サプライチェーンの毀損への対応

B：非対面型ビジネスモデルへの転換

C：テレワーク環境の整備

類型	補助率	補助金額	補助対象	補助対象経費の考え方
A類型	2/3	100万円	サプライチェーンの毀損への対応に要する経費	2020年2月18日以降に発注・契約・納品・支払が行われるもの
B類型	3/4		非対面型ビジネスモデルへの転換に要する経費	
C類型	3/4		テレワーク環境の整備に要する経費	
事業再開枠	定額	50万円または100万円	感染拡大防止の取組に要する経費	2020年5月14日以降に発注・契約・納品・支払が行われるもの

【受付締切】 いずれも、提出は郵送で、締切日必着

第3回受付締切：2020年8月7日(金)

第4回受付締切：2021年10月2日(金)

(相談/支援機関確認書の発行)

飯能商工会議所 TEL：042-974-3111

詳細はこちら：小規模事業者補助金HP

▶一般型コロナ

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

▶特別対応型

<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>



会館貸出しについて

8月1日より一般の会館貸出しを開始いたします。それに伴い7月よりWebでの予約受付を開始いたします。また、窓口での予約受付も可能ですので、どうぞご利用下さい。

7月27日(月)が商工会議所会費の引落日です。

40口以上の会員の方は、第2期分をご指定口座より振替させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

今月の予定 令和2年(2020年7月)

7月9日(休)	税務無料個別相談 9時30分～12時
10日(金)	働き方・労務相談 10時より
20日(月)	特許・商標・著作権相談 10時より 経営法律相談 13時30分より
21日(火)	“誰でも解る、使える、コストの削減” テレワーク導入セミナー 14時～16時 別紙チラシを参照ください。

※相談会は事前予約が必要になります。

飯能商工会議所ホームページ

<http://www.hanno-cci.or.jp/>

e-mail: info@hanno-cci.or.jp

飯能商工会議所

検索



安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。

中退共済

詳しくはホームページをご覧ください。
中退共 検索

国の制度だから安心
掛金は全額非課税
社外積立で管理も簡単

TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

人生は、人と人との絆です。

法要殿
Thoughtful Ceremony Concierge

飯能法要殿 本町法要殿
新光法要殿 飯能第二法要殿

中央商事株式会社 飯能市新光42-1 TEL 042-974-3200

清河園
会席割烹 名栗河畔

TEL (042)973-2311(代)
(0120)73-2311

ホームページ
<http://www.seikaen-tonbotei.jp/>
<http://gnavi.co.jp/g453800/>
〒357-0037 埼玉県飯能市稲荷町23-23

和膳 とんぼ

Innovation in Motion
TSUBAKI

搬送システム 自動車部品

<http://www.tsubakimoto.jp>

株式会社 椿本チエイン 埼玉工場

ShinDengen
New power. Your power.

私たちのパワーが、価値ある新しい未来を創り、
あなたのパワーにつながりますように。

新電元工業株式会社
<http://www.shindengen.co.jp>

山手介護株式会社 973-0303

デイサービス 山手なの花館 デイサービス 山手せせらぎ館
福祉用具 介護ショップ山手 通所型機能訓練サービス エバグリーン山手
居宅介護 支援事業所 山手介護支援館 飯能市指定 紙おむつ支給事業所

あなたの「大切」をわたしたちもたいせつにしたい

(株)日立製作所グループ会社
サイタ工業株式会社

昇降機の販売・製造・据付・保守

取扱商品 乗用エレベーター 荷物用エレベーター
エスカレーター 小型昇降機 等

〒357-0021 埼玉県飯能市双柳1275
TEL (042)973-1221
FAX (042)973-1227

SAITA

環境にやさしい天然ガス

都市ガス、LPガス、ガス配管工事、
ガス機器、リフォームなど
ご相談承ります。

西武ガス
TEL 042-973-2768

お部屋の換気を忘れずに!

創業69年の
実績と信頼

金・プラチナ買取は
業界トップクラス大黒屋に
お任せください。

㈲ディスカウントショップ&質
大黒屋 飯能本店

〒357-0025 埼玉県飯能市栄町19-8
営業時間/AM10:00～PM7:00
定休日/水曜日 駐車場完備

TEL 042-972-3997
大黒屋 飯能 検索

真鍮・銅・アルミニウム・ステンレス販売

※ご要望により切断、曲げ、穴あけ等も承ります

お問い合わせは
042(974)5511 〒357-0069 埼玉県飯能市西台2-1-1
FAX 042(974)5445

ベストマテリアルをお届けする
SKINEI 新鋭産業株式会社

すぐ片づけます!

不用品の回収 引越後の片づけ 遺品整理 家の建て替えによる片づけ

1個からでも収集いたします!!

料(有)飯能清掃センター
〒357-0036 埼玉県飯能市南町13番1号 TEL:(042)973-3738

秘密厳守 0120-916-530 受付時間 平日 午前8:00～午後6:00
<http://www.hanno-sc.co.jp/> 飯能清掃センター 検索

PSバトンクラブ 生徒募集中

「ダンスが必修科目となった今!!」
楽しく始めてみませんか? 月

(年少さんから中学3年生までの方)

アイス PSバトンクラブ 連絡先 武居しずか
TEL080-4881-1580

飯城市小規模事業者応援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少している市内の小規模事業者の事業の継続を支援するため、**一律10万円**の補助金を交付します。

対象事業者 飯城市内に主たる事業所を有する「小規模事業者」

※小規模事業者とは、会社又は個人事業主で、常時使用する従業員数が以下に該当する事業者のことをいいます。

- 小売業、卸売業、サービス業 5人以下
- その他の業種 20人以下

●対象外となる事業者

- 飯城市電力供給局等に規定する電力用・電力設備
- 飯城市等の施設及び業務の運営に際して規定する「施設設備維持費」に該当する「施設設備維持費」を行う事業者
- 自治団体、官公庁の組織又は団体、その他施設に関与して運営ではないことが判明する者

支給条件 令和2年3月～令和2年9月のいずれかの月の売上高、前年同期と比較して**20%以上減少していること**

※事業を開始した日から3か月以上1年以上が経過であっても、別に定める条件を満たす場合は支給を受けられます。条件については、本ホームページをご覧ください。

※一律10万円の交付を受けた方は、再度の申請は出来ません。

●交付対象～確定申告書の用紙



本ページ以降は会員様限定になります。
会員様は郵送される本誌をご覧ください。

申請期間 令和2年6月15日(月)～令和2年10月30日(金)

申請資格

- ①申請資格要件(課税が課税課税になっています)
- ②2019年分の確定申告書の提出(下記を参照)
- (注 1) 法人税申告書と法人事業税(課税)の提出
- (注 2) 個人事業主(第一号)と専業主婦(専業主夫)又は専業主婦(専業主夫)の提出
- ③売上減少を証明する書類(帳簿)の提出、売上の減少が確認できる書類(帳簿)に該当しない場合は、
- (銀行振込簿・生活費・口座振込・口座振替)が確認できるバーコード
- ④個人事業主の場合は本人確認書類(運転免許証や個人番号カードのコピー等)の提出が義務付けられます。ホームページからダウンロードできるほか、市役所産業振興課、各地域の商センター、飯城市工務課にも置いてあります。

申請方法

申請書類を揃えて、郵送により下記へ提出
【郵送先】 〒257-0201 飯城市大字沼津1番地の1
 飯城市経済対策推進課 小規模事業者応援金担当
 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送開始にご協力ください。
【問い合わせ先】
 飯城市役所 産業振興課 電話 042-996-5083(直通)
 飯城市工務課 電話 042-974-3111

飯城市テイクアウト等導入支援補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛などにより売上高減少した飲食事業者に対し、新たにテイクアウトやデリバリーを始めるとして始めたための費用の一部を補助します。

対象事業者 テイクアウト又はデリバリーを新たに始める(又は始めた)飯城市内に主たる事業所を有する飲食事業者

※飲食事業者とは、食品衛生法施行令第3条第1号(飲食店営業)又は第2号(喫茶店営業)に規定する営業について衛生保健法の許可を得た事業者をいいます。

●対象外となる事業者

- 電力供給局等、電気設備事業者、自治体等の上の組織又は団体、その他が適切でないことが判明する者
- (詳細については、ホームページをご覧ください)

支給条件 製造業等営業が廃止された4月7日以降に新たにテイクアウト又はデリバリーを開始すること。

※以前からテイクアウトやデリバリーを行っていた場合は、対象となりません。※テイクアウト又はデリバリーの内容によっては、保健所の許可が必要となる場合がありますので、必ず事前に衛生保健所に確認してください。

補助額 対象経費の9/10(限度額10万円)

申請期間 令和2年6月15日(月)～令和2年10月30日(金)

対象となる経費 テイクアウト又はデリバリーを始めるとしてかかる経費のうち、必要と認められる経費(当該経費は費や材料費、デリバリーにかかる人件費など)

※テイクアウトやデリバリーにかかるチラシやメニューなどの印刷費、テイクアウト包装等の材料費、デリバリーのために新たに導入した営業用の人件費など

申請資格

- (共通) ①法人税申告書(課税が課税課税になっています)、②専業主婦(専業主夫)の提出、③売上減少を証明する書類(帳簿)の提出、④個人事業主(第一号)と専業主婦(専業主夫)又は専業主婦(専業主夫)の提出
- (これから開始する場合は) 申請書の提出など
- (すでに開始している場合は) 領収書の提出
- ※①～④の書類は、ホームページからダウンロードできるほか、市役所産業振興課、各地域の商センターにも置いてあります。

申請方法

申請書類を揃えて、郵送により下記へ提出
【郵送先】 〒257-0201 飯城市大字沼津1番地の1
 飯城市経済対策推進課
 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送開始にご協力ください。
【問い合わせ先】
 飯城市役所 産業振興課 電話 042-996-5083(直通)
 飯城市工務課 電話 042-974-3111